梅ヶ枝中央会計

ファイナンス論(第7回) 資金調達1 銀行から見た財務諸表分析

- 2024年5月28日
- 梅ヶ枝中央会計株式会社
- 代表取締役/公認会計士
- 前田 信二

日程 及び 目 次

| No | 日程 | 曜日 | テーマ | サブテーマ |
|----|------|----|-------------|-----------------|
| 1 | 4/9 | 火 | ファイナンス論総論 | |
| 2 | 4/16 | 火 | 財務会計1 | パブリック会計・企業会計の基本 |
| 3 | 4/23 | 火 | 財務会計2 | 会計処理の基本 |
| 4 | 4/30 | 火 | 財務会計3 | 財務諸表の見方 |
| 5 | 5/14 | 火 | 財務会計4 | 損益分岐点分析のケーススタディ |
| 6 | 5/21 | 火 | 財務会計5 | 企業会計の動向 |
| 7 | 5/28 | 火 | 資金調達1 | 銀行から見た財務諸表分析 |
| 8 | 6/4 | 火 | 資金調達2 | VCの投資…企業評価 |
| 9 | 6/11 | 火 | 資金調達3 | 株式上場のメリット・デメリット |
| 10 | 6/18 | 火 | 資金調達4 | 資本政策とVC投資・融資 |
| 11 | 6/25 | 火 | 資金調達5 | その他の資金調達の論点 |
| 12 | 7/2 | 火 | 企業(事業)価値評価1 | 事業会社投資DCF |
| 13 | 7/9 | 火 | 企業(事業)価値評価2 | 設備投資のケーススタディ |
| 14 | 7/16 | 火 | 企業(事業)価値評価3 | 企業評価と相続評価 |
| 15 | 7/23 | 火 | テスト | |

7.資金調達1 銀行から見た財務諸 表分析 2期連続赤字・債務超過・ コベナンツ

検査マニュアルの廃止

REUTERS2017/12/15...抜粋·強調

金融庁が金融機関の検査・監督で新方針、検査マニュアル廃止へ 金融庁は15日、金融機関に対する検査・監督の新たな基本方針を発表し、厳格な資産査定や法 令の順守状況の形式的な確認に偏った旧来型の検査手法と決別するため、金融検査マニュアル を2018年度終了後をめどに廃止することを盛り込んだ。

18年2月14日まで意見を募集する。主要テーマや分野別の検査・監督方針は別途公表し、金融機関との対話に活用する。資産分類、償却、引き当てについては、関係者や有識者で構成する検討会で議論し、18年夏をめどに考え方をまとめる。

金融庁で検査・監督手法の改革を議論していた有識者会議が3月、検査マニュアルと監督指針の 統合を盛り込んだ報告書を公表。金融庁が作業を進めていた。8月には、検査局を廃止し同局の 機能の大部分を監督局に集約することを柱とする組織再編案を公表した。

検査・監督改革の方向と課題-金融モニタリング有識者会議報告書-

平成 29 年3月 17 日 検査・監督改革の方向と課題-金融モニタリング有識者会議報告書-13項・14項…抜粋・強調

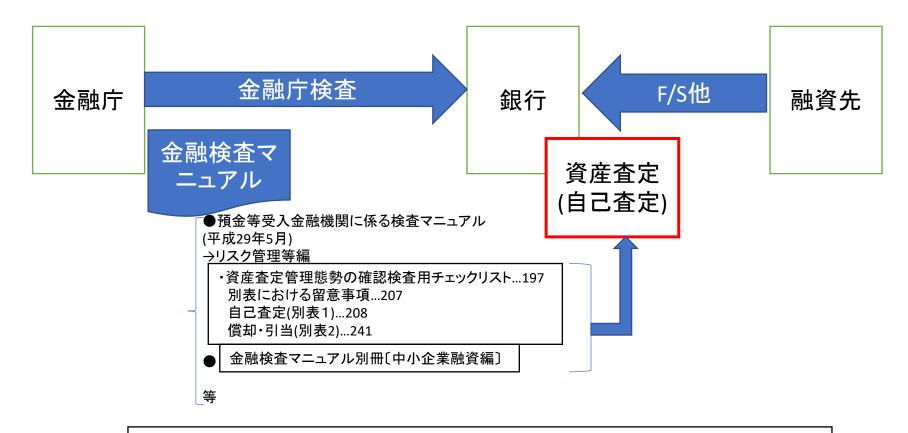
検査マニュアルや監督指針については、検査・監督の見直しの基本的な方向性や、手法の深化を踏まえて、以下のような点に<mark>留意して抜本的な見直しを図る</mark>ことが適当である。また、その見直しにあたっては、金融機関その他のステークホルダーとの間で共通理解を形成できるよう、幅広い議論のプロセスを工夫していくことが望ましい。

- **形式・過去・部分への集中を排し、実質・未来・全体への視野の拡大**を可能にするため、また、 金融機関の多様で主体的な創意工夫が発揮されるよう、ルールとプリンシプルの適切なバランス を確保するとともに、事例なども用いて、基本的な考え方や趣旨を重視した記述とすること

→個人的主観

- ・「過去への集中を排する」…現状のF/S分析(過去の情報)への「集中」を排するのみであり、完全にF/S分析を排するものではないのではないか?
- ・融資を受ける企業にとっては、「未来」、すわなち、<mark>将来の事業計画の策定</mark>が重要視されるのではないか?
- ・「個別の**資産査定は原則として実施しない**」という近年の検査手法を不安視する向きもある。(株)きんざいHP 新聞の盲点)

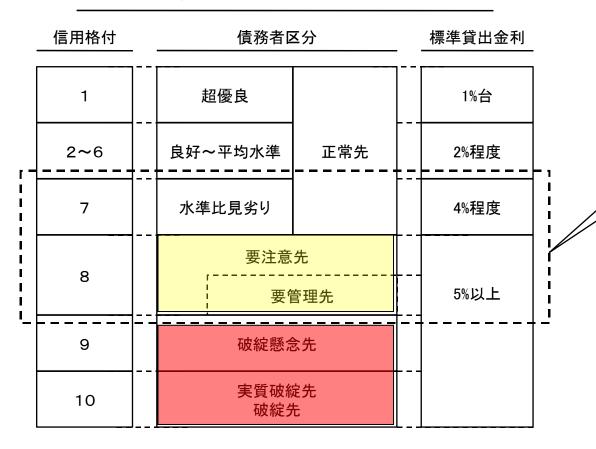
自己査定と金融検査マニュアル



- •1998年、大蔵省の決算経理基準通達が廃止されて金融機関にも一般の会計基準が適用
- •1999年、検査マニュアルの別表
- ・2002年、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]
- ・2014年、金融モニタリング基本方針

自己査定と金利の関係

信用格付/債務者区分と標準貸出金利の関係(例示)*



<中堅/中小企業の位置付け>

- ・中堅/中小企業の多くは、信用格付、債務 者区分が「正常先」の下位、または、「要注 意先」に区分されていると言われている
- ・「正常先」と「要注意先」以下とでは金融機 関が行う債権の引当・償却率が大きく異な るため、「要注意先」以下では新規借入が 難しくなる傾向にある

<改善の方向性>

・信用格付、債務者区分の向上を通じて、低 金利での調達、および、円滑な新規借入を 実現する

^{*「}週刊金融財政事情 2002年7月1日号」より作成

債務者区分のポイント(要注意先・破綻懸念先)

(1)破綻懸念先のポイントト

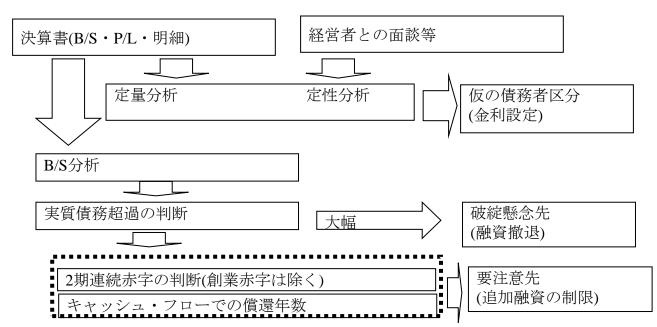
少なくとも、破綻懸念先以下については、「大幅な実質債務超過」がキーワードとなる。 (金融検査マニュアル別冊[中小企業融資偏]の(事例1)、(事例8))

(2)要注意先のポイント

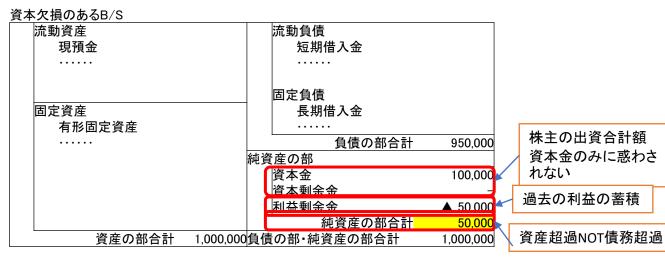
少なくとも、「**連続赤字**」 「**債務超過**」がキーワードとなる。 (金融検査マニュアル別冊[中小企業融資偏]の(事例1)、(事例8))

(3)その他自己査定全般のポイント

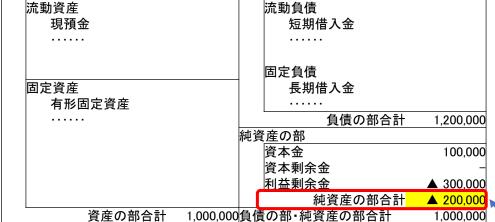
「キャッシュ・フロー」による債務償還能力を検証 (金融検査マニュアル「自己査定の正確性の検証」欄)



債務者区分のポイント(債務超過と実態B/S...破綻懸念先)



債務超過のB/S



少なくとも、破綻懸念先以下については、「実質債務超過」がキーワードとなる。

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]において、以下の事例有。

(事例1)

売上の減少により<u>連続赤字</u>を計上し、<u>債務超過</u>に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、<u>要注意先以下の債務者区分</u>に相当する場合が多いと考えられる。

(事例8)

債務者は<u>3期連続で赤字</u>、大幅な債務超過に陥っている状況にあることから、今後、返済能力の改善が見込めないならば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。

債務超過

債務者区分のポイント(実態B/Sの把握)

企業会計原則(含む、「中小企業の会計に関する指針」)、及び金融検査マニュアル(含む、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](以下「中小企業融資編]))との関連で重要と考えられる項目。

| DOTE DA | | 世に里安と与えられる頃日。 | 20年度27年 金里/4四 |
|---------|------------|--|-----------------------|
| B/S項目等 | 要検討項目 | 留意点 | 過年度P/Lへの影響 |
| 売上債権 | 不良債権・回転期間 | [中小企業融資編](事例12)にて、回収不能債権の検討を要求。 | 過年度損益修正損の年 度別把握は困難 |
| 棚卸資産 | 不良在庫・回転期間 | [中小企業融資編](事例18)にて、在庫価値の毀損を加味する事例有。 | " |
| 有価証券 | 関係会社出資 | 関係会社のB/Sの把握 | IJ |
| | 金融商品会計(減損) | ・ [中小企業融資編](事例15)にて、株式等の含み損を検 討する事例有。 ・ 同(事例27)にて、出資金の減損により債務超過になっ た場合の事例有。 | " |
| | | 回収不能額の把握 | IJ |
| AU WWA | 関係会社貸付 | 関係会社のB/Sの把握 | " |
| | 役員貸付 | [中小企業融資編]にて、回収不能額がある場合には、自己 資本相当額から減額する旨の記載。 | JJ |
| 研究開発費 | 回収可能性 | 会計上は原則、費用処理 | IJ |
| 固定資産 | 減価償却不足 | [中小企業融資編](事例12)にて、減価償却不足額の加味する 事例有。 | 不足額の発生年度の把 握可能 |
| | 減損会計 | 会計原則・中小企業指針での対応 | |
| 役員借入等 | 自己資本への算入 | [中小企業融資編]にて、自己資本相当額に加味することができる旨の記載。 | |
| 劣後借入 | 自己資本への算入 | [中小企業融資編]にて、一定の要件を備えた場合、資本と みなすことができる旨の記載。 | |
| 退職給付引当金 | 引当不足 | 会計原則・中小企業指針での対応 | 一括償却・均等償却 |
| 税効果会計 | 回収可能性 | 会計原則・中小企業指針での対応 | 過年度損益修正損の年 度別把握は困難 |
| 連結決算 | 連結B/S | 証券取引法監査対象のみ作成 | JJ. |

債務者区分のポイント(2期連続赤字(要注意先))

要注意先のポイント

要注意先については、原則として、

- ①貸出条件に問題のある先、履行状況に問題のある先
- ②業況が低調ないし不安定
- ③財務内容に問題がある債務者

となるため、②③の判断に留意が必要。特に③の財務内容については、どのように対応すべきか、会社で判断すべき。

金融検査マニュアルの「自己査定結果の検証」欄において、上記の「財務内容に問題がある債務者」の判断例が記載されており、以下のポイントが考えられます。

該債務者は正常先と判断して差し支えないものとす

| り、以下のポイントが考えられます。 | |
|---|----------|
| 金融検査マニュアルの具体的判断例 | ポイント |
| イ. <mark>創業赤字</mark> で当初事業計画と大幅な乖離がない債 | 事業計画の適正 |
| 務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 | な作成 |
| ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債 | 赤字企業の場合、 |
| 務者区分を正常先と判断して差し支えないものとす | 当該理由の発生 |
| る。 | 原因、将来予測 |
| (イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など <mark>一過性</mark> のもの | の適正な実施。 |
| であり、短期間に黒字化することが確実と見込ま | |
| れる債務者。 | |
| (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返 | |
| 済能力について特に問題がないと認められる債務 | |
| 者。 | |
| ハ. 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のあ | 不渡手形等があ |
| る割引手形を有する債務者であっても、債務者の収 | る場合は、負担 |
| 益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形 | 能力の確保 |
| 等を負担する能力があると認められる場合には、当 | |
| Lateral teachers and a constant and | |

事業計画での説明のポイント

(「要注意先」に関する「自己査定結果の正確性の検証」欄)

創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない 債務者は、正常先と判断して差し支えないもの とする。

(中略)

具体的には、<u>黒字化する期間が原則として概</u> <u>ね5年以内</u>となっており、かつ<u>、売上高等及び</u> <u>当期利益が事業計画に比して概ね7割以上</u>確保 されている債務者をいう。

(「破綻懸念先」に関する「自己査定結果の正確性の検証」欄)

経営改善計画等の計画期間が原則として概ね 5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を 超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていることであり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

債務者区分のポイント(2期連続赤字(コベナンツ))

コベナンツ(財務制限条項)とは

財務制限条項とは、金融機関が債務者に対して貸付を行う際に付与する条件のひとつで、 その契約において、債務者の財政状況が定めた基準条件を下まわった場合に、債務者は 期限の利益を喪失し、金融機関に対して即座に貸付金の返済を行うことと定められている。

金融機関にとっては、融資先の倒産による貸し倒れリスクを予め軽減するための対策として考えられている

財務制限条項には、「経常利益が2期連続して赤字にならないこと」といったP/Lに関するものと、「純資産が前期比75%を下回らないこと」といったB/Sに関するものなどがある。



金銭消費貸借契約を要チェック

債務者区分のポイント(銀行のキャッシュ・フロー分析)

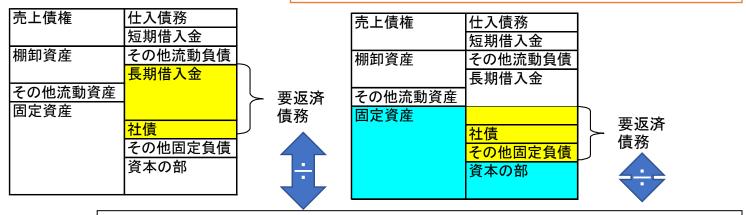
金融検査マニュアルにおいて、「キャッシュ・フローによる債務償還能力」を勘案することを要求していますが、当該償還能力の定義について、明確なものはありません。

債務とは

(長期借入金)+(社債) OR (実質長期借入金)=(固定資産)-(自己資本)

キャッシュ・フローとは

金融検査マニュアルにて定義されている。当期利益に減価償却など非資金項目を調整した金額



キャッシュ・フロー

(当期利益に減価償却など非資金項目を調整した金額)(できれば、FCF)

経営者保証...概要

「経営者保証に関するガイドライン」が平成26年2月1日より適用開始

経営者の個人保証について、

- (1)法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- (2)多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円~360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。

第三者保証人についても、上記(2),(3)については経営者本人と同様の取扱となります。

政府系金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

(平成26年2月~30年9月実績)

| | | | 平成26年2月~3月 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 (4~9月) | | 平成26年2月~30年9月 (累積件数) | |
|---|--------------------------------------|--------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------------------|-----------|-------------------------|--|
| | | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 全額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) | |
| (| ①新規に無保証で融資した件数・金額 | 5,634 | 2,479 | 41,860 | 14,801 | 52,911 | 18,950 | 73,210 | 29,638 | 69,801 | 26,189 | 35,283 | 12,865 | 278,699 | 104,921 | |
| (| ②新現融資件数 - 金額 | 37,345 | 11,428 | 219,099 | 60,457 | 220,628 | 58,795 | 226,266 | 59,484 | 206,926 | 50,646 | 97,263 | 24,417 | 1,007,527 | 265,227 | |
| (| ③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資制合【③-①/②】 (82) | 15% | 22% | 19% | 24% | 24% | 32% | 32% | 50% | 34% | 52% | 36% | 53% | 28% | 40% | |

| | 平成26年2月~3月 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 (4~9月) | | 平成26年2月~30年9月 (累積件数) | |
|-----------------|------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|------------------|---------|-------------------------|--------|
| | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額(億円) |
| ③保証契約を解除した件数・金額 | 463 | 310 | 5,205 | 4,761 | 3,662 | 3,541 | 2,765 | 3,019 | 2,853 | 3,256 | 1,400 | 1,740 | 16,348 | 16,627 |

| | 平成26年2月~3月 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 (4~9月) | | 平成26年2月~30年9月 (累積件数) | |
|---------------------------|------------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 | | 1ヶ月当たり 平均 |
| ③ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数 | 2 | 1 | 46 | 4 | 61 | 5 | 135 | 11 | 162 | 14 | 84 | 14 | 490 | 9 |

^{※1} 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫。

中小企業庁HP

^{※2} ①②③は、日本政策全融公庫(国民生活事業)の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合、件数、金額をいう。

経営者保証…見直しの動き

日本経済新聞 朝刊 2019年5月14日 要約・抜粋・強調

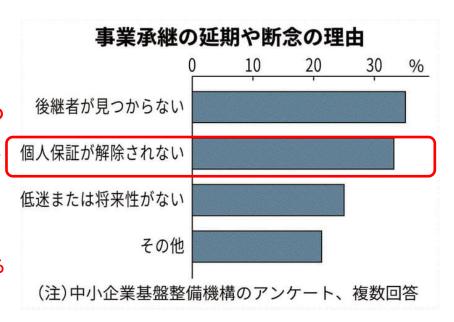
中小「経営者保証」見直し 国が指針整備へ 事業承継に伴う不安軽減

中小企業が持つ借金の返済を経営者が個人で背負う「個人保証」を見直す動きが出ている。後継者が借金への不安を持ち、事業を引き継ぐのをためらう要因になるためだ。マイナス金利の余波で利ざやが縮小する銀行も、保証を最低限にして適正な金利をとる融資モデルに転換する必要がある。国は指針の整備などで、長年の慣行を崩そうと動き始めた。「事業承継を断る人の6割は経営者保証があることを理由としている」(中小企業基盤整備機構)

中小企業庁などは保証をつけない融資の環境作りに乗り出す。まずは 全国銀行協会と日本商工会議所が2013年にまとめた個人保証に関する 指針の改定を目指す。事業承継にあたって個人保証を外せる条件を具 体的に示す方針だ。業務を効率化する計画など事業性の評価を重視す る方針も盛り込む。

日商によると、今でも9割弱の経営者は自社への融資を自ら保証している。

保証が過剰との指摘もある。金融庁によると16年度には新旧の経営者からそれぞれ保証してもらう「二重保証」が半数近くあった。信用保証協会や金融庁の呼びかけで減っているが、2割程度は残っているという。



経営者保証…金融庁の対応

ガイドラインの公表に連動して、平成 26 年 1 月 31 日に、「主要行等向けの総合的な監督指針」「金融検査マニュアル」「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」他を改正・改定しています。

併せて、改正・改定時にパブリックコメントに対する金融庁の考え方が公表され、以下の記載がされています(強調は筆者追加)。

| No | 該当箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------|---------------------|---|
| 10 | (主要行等) | ガイドラインは、自発的に尊重・遵守さ | 金融機関等において、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内 |
| | Ⅲ-9-3 | れることが期待(法的拘束力はない)され | 容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資 |
| | (中小:地域金 | ている。 | 慣行として浸透・定着させていくことは利用者保護、金融の円滑化等 |
| | 融機関) | 一方、監督指針においては、銀行法第 | の銀行法等の目的に鑑みても極めて重要です。 |
| | Ⅱ-10-3 | 24条に基づく報告の徴求や、銀行法第 | このため、行政当局においても、本ガイドラインの運用に当たっての |
| | | 26条に基づく業務改善命令の発出を行う | 金融機関の内部管理態勢の実効性等を確保するため、必要に応じ報 |
| | | とされている。 | 告を求めることや、重大な問題があると認められる場合には、 <mark>業務改</mark> |
| | | この両者の関係について、どのように | 善命令の発出を検討する必要があります。 |
| | | 理解したら良いのか確認したい。 | |

【事業承継への影響】

金融検査マニュアルにおいても「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」Ⅲ. 2.(2)③【与信取引に関する顧客説明】(iv)に以下の文面が追加されました(強調は筆者追加)。

顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、(中略)。特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して十分な説明を行っているか。さらに、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行っているか。

【法人と個人が明確に分離されている場合】

ガイドライン4.(1)「主たる債務者及び保証人における対応」にて、「主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合には、まずは、以下のような経営状況であることが求められる。」として、以下の3点を記載しています。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

金融円滑化法...金融庁の対応(謝絶・貸し剥がし)

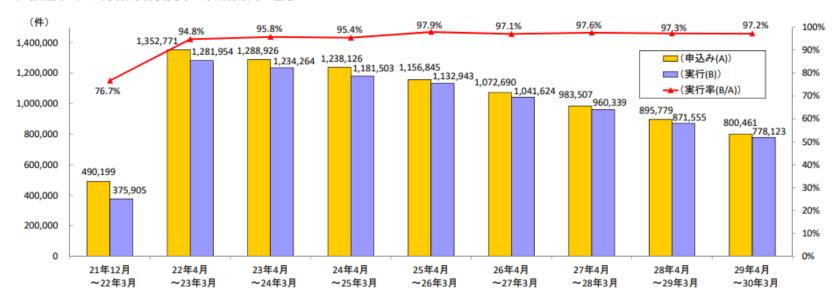
平成30年6月27日金融庁

金融機関における貸付条件の変更等の状況について...取下げ・謝絶の率に留意。

金融機関(1.353社)における貸付条件の変更等の状況(中小企業者向け)

○ 22年度以降、各期間における貸付条件の変更等の申込件数に占める実行件数の割合は、9割を超える水準を推移。 また、申込件数は、減少傾向。

○ 各期間における貸付条件変更等の申込件数等の推移



(注)実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出したもの。

お問合せ先 前田 信二 梅ケ枝中央会計株式会社 shinji.maeda@umegae.co.jp www.umegae.co.jp